

不利益処分の内容	災害の拡大防止措置の指示		
根拠法令及び条項	災害対策基本法第 59 条第 1 項		
担 当 課	危機管理課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日		
処 分 基 準			
災害の拡大防止措置の指示は、次の場合に行うものとする。この場合において、除去の指示は、防災上除去することが必要やむを得ない場合に行い、保安の指示は、災害を防止するため必要とする範囲を限度として行うものとする。			
1 災害に関する予報又は警報が発せられている場合において、その規模、程度その他の状況を総合的に判断して放置することによって倒壊、損壊その他の被害が生じるおそれがある設備又は施設で、当該倒壊等によって次に掲げる事態が発生するおそれがある場合			
(1) 人命に危害を及ぼす場合			
(2) 災害が発生した場合に応急措置又は住民の避難に著しく支障が生じる場合			
(3) 他の設備又は施設に著しく被害を及ぼす場合			
2 火災の規模、延焼の状況、飛び火の状況、天候の状況その他火災の状況を総合的に判断して火災が拡大するおそれがある場合において、放置することによって爆発その他の危険を発生させ、又は火災を著しく拡大するおそれのある危険物又は大量の可燃物を保管する設備又は施設で、延焼の方向、火災の規模その他の状況により防災上必要があると市長が認めた場合			
3 水防に関する予報又は警報が発せられている場合に、その規模、程度その他の状況を総合的に判断して放置することによって河川その他の水防の障害となるおそれがある設備又は施設			

不利益処分の内容	応急措置業務への従事命令		
根拠法令及び条項	災害対策基本法第 65 条第 1 項		
担 当 課	危機管理課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日		
処 分 基 準			
法第 65 条第 1 項の規定により、市の区域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、市の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができることとされているが個別具体的に災害の程度、必要性の度合い等を総合的に判断して行う。			

危機 1－3

不利益処分の内容	武力攻撃災害の拡大防止措置の指示		
根拠法令及び条項	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第 111 条第 1 項		
担 当 課	危機管理課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 26 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
武力攻撃災害の拡大防止措置の指示は、次の場合に行うものとする。この場合において、除去の指示は、国民保護上除去することが必要やむを得ない場合に行い、保安の指示は、武力攻撃災害を防止するため必要とする範囲を限度として行うものとする。			
1 武力攻撃災害に関する警報が発せられている場合において、その規模、程度その他の状況を総合的に判断して放置することによって倒壊、損壊その他の被害が生じるおそれがある設備又は施設で、当該倒壊等によって次に掲げる事態が発生するおそれがある場合			
(1) 人命に危害を及ぼす場合			
(2) 武力攻撃災害が発生した場合に応急措置又は住民の避難に著しく支障が生じる場合			
(3) 他の設備又は施設に著しく被害を及ぼす場合			